

総務常任委員会 審査順序

○ 付託議案について

- 議案第65号 八戸市新美術館建築本棟工事請負契約の締結について
- 議案第66号 八戸市新美術館電気設備工事請負契約の締結について
- 議案第67号 八戸市新美術館機械設備工事請負契約の締結について
- 議案第68号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)
- 議案第71号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(指定管理者を指定することの処分)

議案第 68 号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について

処分（公布）年月日 平成 31 年 3 月 29 日

1 改正の理由

平成 31 年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 個人が消費税率 10%が適用される住宅を取得等して平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を延長し平成 45 年度までとする。（附則第 5 条の 3 の 2）

改正前		改正後	
控除 期間	平成 22 年度から 平成 43 年度まで	控除 期間	平成 22 年度から 平成 45 年度まで

- (2) ふるさと納税制度の見直しにより、特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とする。（第 21 条の 6、附則第 5 条の 4、第 7 条、第 7 条の 2）

【参 考】

ふるさと納税制度において、寄附金の募集に関する基準を設け、特例控除の対象となる自治体を総務省が事前に指定する。指定された自治体以外に対する寄附金については、特例控除の対象外とする。

[総務省が定める基準]

- ① 寄附金の募集を適正に実施すること
- ② 返礼品を送付する場合には、①及び以下のいずれも満たすこと
 - ア 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
 - イ 返礼品を地場産品とすること